

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、以下のとおり告示する。
 なお、利用者等が引き取らない保管自転車は、同条第3項の規定に基づき返還期日をもって処分する。

令和6年10月25日

所沢市長 小野塚 勝 俊

- 1. 保管自転車台数 6 台
- 2. 返還場所 喜多町自転車駐車場内保管場所(所沢市喜多町2番12号)
北野自転車保管場所(所沢市北野新町一丁目9番地の13)
- 3. 返還期限 令和6年12月9日 (告示期間終了後30日間)
- 4. 問い合わせ先 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140

No.	管理番号	撤去日	撤去場所	色	車種	車体番号	備考	返還場所
1	363	10月9日	航空公園駅(東口)	白	折			
2	682	10月15日	東所沢駅	黄	ス			
3	366	10月21日	航空公園駅(東口)	銀	普			
4	972	10月3日	狭山ヶ丘駅(西口)	灰	軽			
5	1808	10月9日	狭山ヶ丘第1自転車 駐車場	黒	折			
6	2238	10月15日	西新井7-10	クリーム	ス			
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

※ 例: 普→普通車、軽→軽快車(普通車ギア付き)、折→折りたたみ、電→電動自転車、ス→スポーツ、子→子供用
 喜多町→喜多町自転車駐車場内保管場所、北野→北野自転車保管場所